

お お く ぼ しょうがっこう き や く
大久保小学校PTA規約

だい しょう だい しょう
第1章 名称および所在地

だい じょう
第1条

1. この会は大久保小学校PTAと称する。
2. この会は所在地を大久保小学校内(新宿区大久保1丁目1番21号)におく。
3. この会の設立年月日は昭和23年12月12日とする。

だい しょう だい しょう
第2章 目的および活動

だい じょう
第2条

この会は保護者と教師とが協力して家庭と学校と社会における児童の
幸福な成長を図ることを目的とする。

だい じょう
第3条

この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

1. 保護者と教師による学習
保護者と教師が、子どもの教育上の諸問題について学習しあい、
よりよい保護者、よりよい教師となるよう努力する。
2. 児童の校外生活指導
児童の校外における生活を多くの危険や悪影響から守るとともに、

せつよくてき あそび しゅうだんかつどう しどう
積極的に遊びや集団活動の指導をする。

ちい きかんきょう かいぜん
3. 地域環境の改善

じどう せいかつ ぼ ちい きかんきょう きょういくてき かいぜん
児童の生活の場である地域環境をより教育的に改善する。

がっこうきょういく たい りかい きょうりよく
4. 学校教育に対する理解と協力

がっこうきょういく ただ りかい きょういくかつどう きょうりよく
学校教育を正しく理解し、その教育活動に協力する。

ちい きしゅうかい れんたいかん しみんせい いくせい
5. 地域集会における連帯感と市民性の育成

ちい きしゃかい ひとびと きょうりよく たが れんたいいしき たか
地域社会の人々と協力し、互いに連帯意識を高めるとともに、よりよ
しみんせいしゃかい いくせい つと
い市民性社会の育成に努める。

きょういく かん ただ せろんづく
6. 教育に関する正しい世論作り

にほん きょういく こうじょう めざ きょういく かん もんだい
日本の教育の向上を目指して、教育に関するあらゆる問題につい
じゅうぶん けんきゅうちょうさ ただ せろん かんき
て、十分に研究調査し、正しい世論を喚起する。

だい しょう ほう しん
第3章 方針

だい じょう
第4条

かい きょういく ほんし じんしゅだんたい つぎ ほうしん したが かつどう
この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動す
る。

じどう きょういく ふくし かつどう ほか しょだんたい きかん
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の諸団体および機関
きょうりよく
と協力する。

とくてい せいとう しゅうきょう かたよ もつば えいり もくてき
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような
こうい おこな
行為は行わない。

かい かい やくいん な こうし せんきょ こうほしや すいせん
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しな
い。

かい じしゅどくりつ ほか しはい どうせい かんしょう う
4. この会は自主独立のもので、他から支配、統制、干渉を受けない。ま
がっこう かんり じんじ かんしょう
た、学校の管理や人事には干渉しない。

5. この会は平成29年5月に施行された「改正個人情報保護法」に則した本会プライバシーポリシーを遵守する。

第4章 会 員

第5条 この会の会員になることのできる者は次のとおりである。

1. この学校に在籍する児童の保護者。
2. この学校に在籍する教職員。

第6条 この会の会員は所定の会費を納めるものとする。

第7条 会費は1家庭3,000円とする。

年度途中転入会費

	かてい 1家庭
がっき 1学期	3,000円
がっき 2学期	2,000円
がっき 3学期	1,000円

年度途中転出の場合、前以て申し出がない限り返金はしない。

返金額は、1学期中の転出の場合が2,000円、2学期中の転出の場合が1,000円、3学期中の転出の場合が0円とする。

だい じょう
第8条

かいじん びやうどう けんり ぎむ ゆう
会員はすべて平等の権利と義務を有する。

だい じょう
第9条

かい かいじん かい れんごうかい きょうぎかいなど かにゆう
この会の会員はこの会が PTA連合会、協議会等に参加したときは、そ
れぞれの会員となる。

だい しょう 第5章

かい けい 会 計

だい じょう
第10条

かい かつどう よう けいひ かいひ きふきん およ た しゅうにゆう
この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によ
って支弁される。

だい じょう
第11条

かい かいけい そうかい お ぎけつ よさん もと おこな
この会の会計は総会に於いて議決された予算に基づいて行われる。

だい じょう
第12条

かい けっさん かいけいかんさ へ そうかい ほうこく しょうにん え
この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければな
らない。

だい じょう
第13条

かい かいけいねんど まいとし がつついたち よくとし がつ にち お
この会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

だい しょう 第6章

やく いん 役 員

だい じょう
第14条

かい やくいん つぎ
この会の役員は次のとおりである。

かいちやう めい ふくかいちやう めい しよき めい かいけい めい
会長1名 副会長3から4名 書記2名 会計2名

ただ ふくかいちょう にんずう やくいんかい こうりよ ねんど
但し、副会長の人数については役員会で考慮し、その年度によって
けつてい
決定することができる。

だい じょう
第15条 やくいん そうかい お せんしゅつ
役員は総会に於いて選出される。

だい じょう
第16条 やくいん にんき ねん ただ さいせん さまた
役員は任期は2年までとする。但し、再選は妨げない。

だい じょう
第17条 1. かいちょう けつていん しょう ふくかいちょう ごせん しょうかく た やくいん
会長に欠員が生じたときは副会長より互選により昇格し、他の役員に
けつていん しょう うんえいいんかい ほじゅう
欠員を生じたときは運営委員会がこれを補充する。
ただ にんき ぜんにんしゃ ざんぞんきかん
但し任期は前任者の残存期間とする。

2. やくいん ふくかいちょう めい きょういん きょういん ごせん せんしゅつ
役員のうち、副会長1名を教員より教員の互選によって選出する。

だい じょう
第18条 やくいん にんむ つぎ
役員は任務は次のとおりである。

かいちょう
* 会長

1. かい だいひょう かいむ どうかつ
この会を代表し、会務を統括する。
2. そうかい うんえいいんかい しょうしゅう
総会、運営委員会を招集する。
3. ひつよう おう やくいんかい ひら
必要に応じて役員会を開くことができる。
4. かいちょう かい しゅつせき し じょうんえい こと
会長はすべての会に出席して指示運営する事ができる。

ふくかいちょう
* 副会長

1. かいちょう たす かいちょうふざい だいいり つと
会長を助け会長不在のときはその代理を務める。

2. 委員会業務を分担指導する。

書記

1. 総会、運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
3. 各種委員会の意見を総合調整して年間計画をたてる。
4. 記録、通信、その他の書類を保管する。

会計

1. 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
2. 総会に於いて会計監査の監査を経た決算を報告する。
3. 予算の立案について協力する。

第7章 会計監査

第19条 会計監査員は総会に於いて選出され、任期は1年とする。

第20条 定員は2名とし、内1名は教員とする。

第21条 学期毎に会計監査をし、年度経理を監査してその結果を総会に報告する。

だい じょう
第22条

かいけいかんさいん うんえいいいんかい しゅつせき いけん の
会計監査員は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

だい しょう
第8章

そう かい
総 会

だい じょう
第23条

そうかい かいいん もつ こうせい かい さいこうけつぎきかん
総会は会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。

だい じょう
第24条

そうかい ていきそうかい りんじそうかい じぎょうほうこく けつさんほうこく しんねんどじぎょう
総会は定期総会、臨時総会とし、事業報告、決算報告、新年度事業
けいかくおよ よさんあん きやく かいせい やくいん かいけいかんさ せんしゅつ たじゅうよう
計画及び予算案、規約の改正、役員・会計監査の選出、その他重要
じこう かん しんぎ しょうにん おこな
事項に関する審議ならびに承認を行う。

だい じょう
第25条

りんじそうかい うんえいいいんかい ひつよう みと ぜんかいいん ぶん
臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1
いじょう ようきゅう とき ひら
以上の要求があった時に開かれる。

だい じょう
第26条

ていきそうかい りんじそうかい ぜんかいいん ぶん いじょう しゅつせき もつ せいりつ
定期総会、臨時総会は全会員の5分の1以上の出席を以て成立する。
ただ いにんじょう ていそくすう みと けつぎ しゅつせきしゃ かはんすう どうい
但し、委任状により定足数を認める。決議は出席者の過半数の同意を
よう
要する。

だい しょう
第9章

うんえいいいんかい
運営委員会

だい じょう
第27条

うんえいいいんかい やくいん じょうちいいいんかい いいんちょう りんじいいいんかい とき
運営委員会は役員、常置委員会の委員長、臨時委員会のある時はそ
いいんちょう こうちょう もつ こうせい
の委員長、校長を以て構成する。

だい じょう
第28条

1. うんえいいいんかい そうかい ぎけつ もと いっぽんかいむ うんえい ほか
運営委員会は総会の議決に基づいて一般会務を運営する他、

やくいん じょうちいいんかい ていしゅつぎあん きょうぎおよ ぎけつ
役員、常置委員会からの提出議案を協議及び議決する。

2. ていきそうかい りんじそうかい うんえい あ
定期総会、臨時総会の運営に当たる。
3. うんえいいんかい ひつよう おう りんじいいんかい もう かいむ ぶんたん
運営委員会は必要に応じて臨時委員会を設けて会務を分担する。
4. そうかい ていしゅつ ぎあんしよ さくせい
総会に提出する議案書を作成する。
5. きんきゆうじ こ しょり
緊急事故の処理。

だい じょう
第29条

1. うんえいいんかい かげつ かいひら ぎけつ しゅつせきしゃ ぶん どうい よう
運営委員会は1ヶ月に1回開き、議決は出席者の3分の2の同意を要する。
2. こうせいいん ぶん いじょう かいかいようきゆう ばあい かいちょう はや
構成員の5分の1以上の開会要求があった場合には、会長は早い
きじつ うんえいいんかい ひら
期日に運営委員会を開かなければならない。

だい しょう じょうちいいんかい りんじいいんかい
第10章 常置委員会・臨時委員会

だい じょう
第30条

かい かつどう ひつよう じこう ちょうさ けんきゆうりつあん じょうち
この会の活動に必要な事項について調査、研究立案するために常置
いいんかい お じょうちいいんかい ひつようじこう さいそくおよ ないき ぎだ
委員会を置く。常置委員会についての必要事項は細則及び内規で定
める。

だい じょう
第31条

りんじいいんかい にんむ お どうじ かいさん
臨時委員会はその任務を終えると同時に解散する。

だい しょう じょうちいいんかい りんじいいんかい
第11章 常置委員会・臨時委員会

だい じょう
第32条

かい きやく かいせい かいせいあん いつかまえ ぜんかいいん つうち そうかい
この会の規約を改正するには、改正案を5日前に全会員に通知し総会
お しゅつせき かはんすう どうい え
に於いて出席者の過半数の同意を得なければならない。

だい じょう
第33条 きやく うんえい さいそく さだ さいそく かいはい うんえいいいんかい
規約を運営するために細則を定める。細則の改廃は運営委員会の
ぎけつ お おこな ただ さいそく かいはい はや じき ないよう
議決に於いて行う。但し細則を改廃したときは早い時期にその内容を
ぜんかいいん し
全会員に知らせなければならない。

だい じょう
第34条 こうちょう がっこうかんりならび きょういくじょう うんえいいいんかい かくじょうちいいいんかい りんじ
校長は学校管理並びに教育上、運営委員会、各常置委員会、臨時
いんかい しゅつせき いけん の
委員会に出席して意見を述べるができる。

だい じょう
第35条 かい こもん お こもん うんえいいいんかい すいせん
この会に顧問を置くことができる。顧問は運営委員会がこれを推薦
けつてい かいちよう いしよく
決定し、会長が委嘱する。

だい じょう
第36条 きやく へいせい ねん がつついたち
この規約は平成19年5月1日から実施する。

かいていりれき 改定履歴

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| H30.4 | だい しょうだい じょう ついき
第3章第4条 - 5 追記 |
| H31.4 | だい しょうだい じょう ついき
第4章第7条 追記 |
| R3.4 | だい しょうだい じょう かいてい
第6章第17条 改定 |
| R4.4 | だい しょうだい じょう ついき
第1章第1条 - 2、3 追記 |
| R5.4 | だい しょうだい じょう かいてい
第4章第7条 改定 |